○農林水産省告示第千九百十三号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「豚コレラ生ワクチン（シード）	80,200	0			
「豚コレラ生ワクチン（シード）	80,200	0			
日本脳炎生ワクチン（シード）	10,700	24,600	2	2	2
豚ストレプトコッカス・スイス（2型）感染症（酢酸アルファトコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）	370,800	20,300	11	11	2

を

サブロットごとに2」	サブロットごとに2		
サブロットごとに2	サブロットごとに2	サブロットごとに2	2
サブロットごとに2	サブロットごとに2	サブロットごとに2	2
11	11	2	2

に

改める。

○農林水産省告示第千九百十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

ただし書中「(58)まで」を「(60)まで」に改め、(101)を(103)とし、(56)から(100)までを二ずつ繰り下げ、(55)を(56)とし、(56)の次に次のように加える。

(57)　犬レプトスピラ病不活化ワクチン（シード）

ただし書中(54)を(55)とし、(9)から(53)までを一ずつ繰り下げ、(8)の次に次のように加える。

(9)　牛クロストリジウム感染症5種混合（アジュバント加）トキソイド（シード）

○農林水産省告示第千九百十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第九項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する生物由来製品（平成十五年七月十四日農林水産省告示第千三十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第二号中(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)の次に次のように加える。

(22)　日本脳炎生ワクチン（シード）

○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県松本市保福寺町字大沢七五二の一八二、塩尻市大字贄川字一ノ沢四九三のイの一、大字北小野字神戸二七〇四のハ、二七〇四のニ、字川烏三一三一から三一三三まで、三一三四のイ、三一三四の一、三一三四の二、字川烏三九七九、三九八〇の一から三九八〇の三まで、三九八二、三九八三の一から三九八三の四まで、三九八四、三九八五の一、三九八五の二、三九八六から三九八九まで、三九九〇の一、三九九〇のイ、三九九〇の口、三九九〇の八、三九九〇のニ、三九九〇のへの一、三九九〇のへの二、三九九〇のト、三九九〇のチの二、三九九〇のリ、三九九〇のヌ、三九九〇のル、三九九〇のヲ、三九九〇のワ、三九九〇のカ、三九九〇のヨ、三九九〇のタ、三九九〇のレ、三九九〇のソ、字三郎洞三二三五のイ、三九九二の一、三九九二の二、三九九五の一、三九九五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市長谷浦一、二、三の一から三の三まで、四、五、六・七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八、九から一一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二、一三（次の図に示す部分に限る。）、一四、一五、一八（次の図に示す部分に限る。）、一九三七の二、一九三七の三、一九三八の二、一九三八の三・一九三八の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九三八の五、一九三八の一七（次の図に示す部分に限る。）、一九三八の二四四、一九三八の二四八、一九三八の二五一、一九三八の二五二、長谷杉島一三七五の四（次の図に示す部分に限る。）、一三七五の二八、一三七五の三〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

長谷浦一四・一九三七の二・一九三八の一七・一九三八の二五二・長谷杉島一三七五の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市社字清水入三二四五のイ・三二四五の口・三二四八の一・三二四八の口（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三二五一、字上在家三二四九の一から三二四九の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二四九の四、三二四九の五、三二四九の口の二、三二五〇、字山ノ神三二六二・三二六三の一・三二六三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字あしの入三二六四のイ、三二六四の口、三二六五のイ、三二六五の口、三二六六のイ、三二六六のロ、三二六七の一、三二六七の口、三二六八の一、三二六八の口、三二六九